

平成 25 年 8 月 8 日
復興庁

復興特区法に基づく課税の特例に係る指定の状況(平成 25 年 6 月末時点)について

東日本大震災復興特別区域法（以下「法」という。）に基づく課税の特例の適用を受けるためには、認定地方公共団体による指定事業者等の指定が必要です。

今回、平成 25 年 6 月末時点の課税の特例に係る指定の状況について、復興庁において取りまとめましたので公表します。

1. 平成 25 年 6 月末までに指定を受けた指定事業者等の数及び指定件数は以下のとおりです。

指定件数	課税の特例の法の根拠				
	第 37 条	第 38 条	第 39 条	第 40 条	計
6 月末時点	1, 0 1 1	8 5 0	5 7	3	1, 9 2 1
(参考) 5 月末時点	9 7 2	8 1 9	5 5	2	1, 8 4 8

- ・ 法第 37 条の特例：機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除
- ・ 法第 38 条の特例：被災雇用者等を雇用した場合の税額控除
- ・ 法第 39 条の特例：開発研究用資産の特別償却等
- ・ 法第 40 条の特例：新規立地促進税制

指定事業者等の数	6 月末時点	1, 5 5 0
	(参考) 5 月末時点	1, 4 9 7

(注 1) 課税の特例ごとに指定を受けなければならないことから、1 者で複数の特例について指定を受けている指定事業者等があるため、指定件数より指定事業者等の数が少なくなります。

2. 平成 25 年 6 月末時点における、各県ごとの状況は以下のとおりです。

	青森県	岩手県	宮城県	福島県	茨城県	計
指定件数	1 6 3	2 5 6	5 1 1	5 4 9	4 4 2	1, 9 2 1
指定事業者等の数	1 4 7	2 2 8	4 1 1	4 6 9	3 4 3	1, 5 9 8

(注 2) 複数の県で指定を受けている事業者等があるため、各県の指定事業者等の数の合計は上述の「指定事業者等の数 6 月末時点 1, 5 5 0」と一致しません。

本件連絡先：

復興庁（復興特区班）伊藤、佐々木(潔)、大村、久住、荻野、佐々木(健)

TEL：03-5545-7234

復興特区法に基づく課税の特例に係る市町村ごとの指定事業者等の数 (平成25年6月末時点)

【 青森県 】 147

八戸市	137
三沢市	2
おいらせ町	9

【 岩手県 】 228

宮古市	35
大船渡市	38
花巻市	5
北上市	4
久慈市	9
遠野市	1
一関市	15
陸前高田市	7
釜石市	38
二戸市	1
奥州市	24
矢巾町	1
大槌町	12
山田町	18
岩泉町	6
田野畑村	2
普代村	5
野田村	3
洋野町	8
金ヶ崎町	3

【 宮城県 】 411

仙台市	131
石巻市	62
塩竈市	24
気仙沼市	34
白石市	8
名取市	11
角田市	6
多賀城市	6
岩沼市	8
登米市	7
栗原市	7
東松島市	6
大崎市	24
蔵王町	4
大河原町	2
村田町	3
柴田町	6
丸森町	2
亘理町	2
山元町	4
七ヶ浜町	1
利府町	2
大和町	26
大郷町	4
富谷町	5
大衡村	10
色麻町	4
加美町	6
涌谷町	1
美里町	11
女川町	11
南三陸町	11

【 福島県 】 469

福島市	39
会津若松市	18
郡山市	58
いわき市	168
白河市	21
須賀川市	24
喜多方市	4
相馬市	9
二本松市	24
田村市	15
南相馬市	2
伊達市	4
本宮市	16
桑折町	3
国見町	3
川俣町	1
大玉村	4
鏡石町	1
下郷町	1
只見町	1
猪苗代町	1
会津坂下町	1
湯川村	2
会津美里町	4
西郷村	9
泉崎村	12
中島村	3
矢吹町	2
棚倉町	1
矢祭町	2
塙町	2
石川町	2
玉川村	4
平田村	3
浅川町	4
古殿町	2
三春町	10
小野町	6
広野町	2
檜葉町	1
新地町	1
飯舘村	1

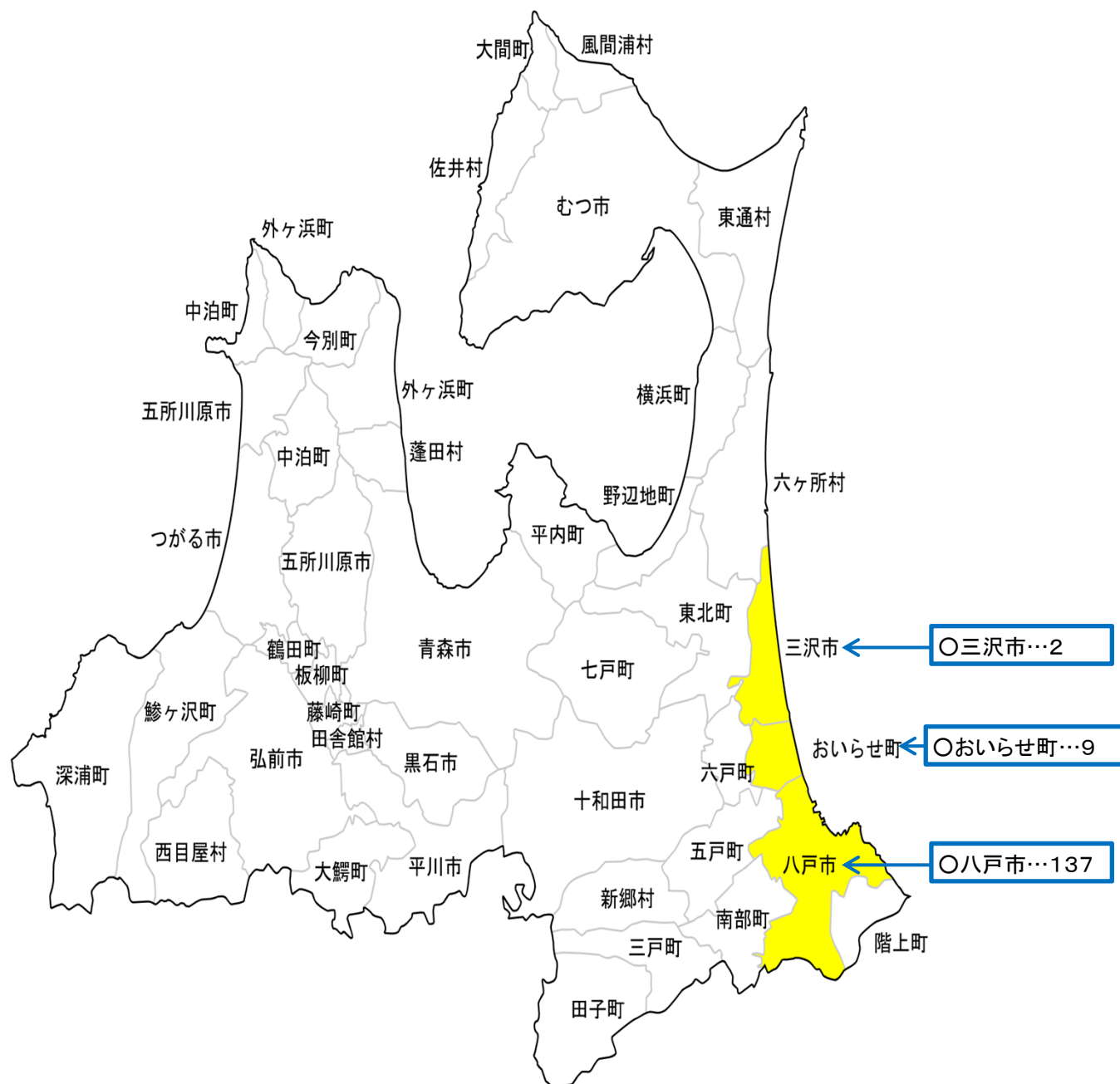
【 茨城県 】 343

水戸市	17
日立市	36
高萩市	20
北茨城市	38
ひたちなか市	49
鹿嶋市	33
潮来市	7
那珂市	2
神栖市	118
鉾田市	1
茨城町	8
大洗町	21
東海村	6

※ 複数の市町村で指定を受けている事業者等があるため、各市町村の合計は、各県ごとの指定事業者等の数と一致しません。

青森県内の復興特区法に基づく課税の特例に係る指定事業者等の数(平成25年6月末時点)

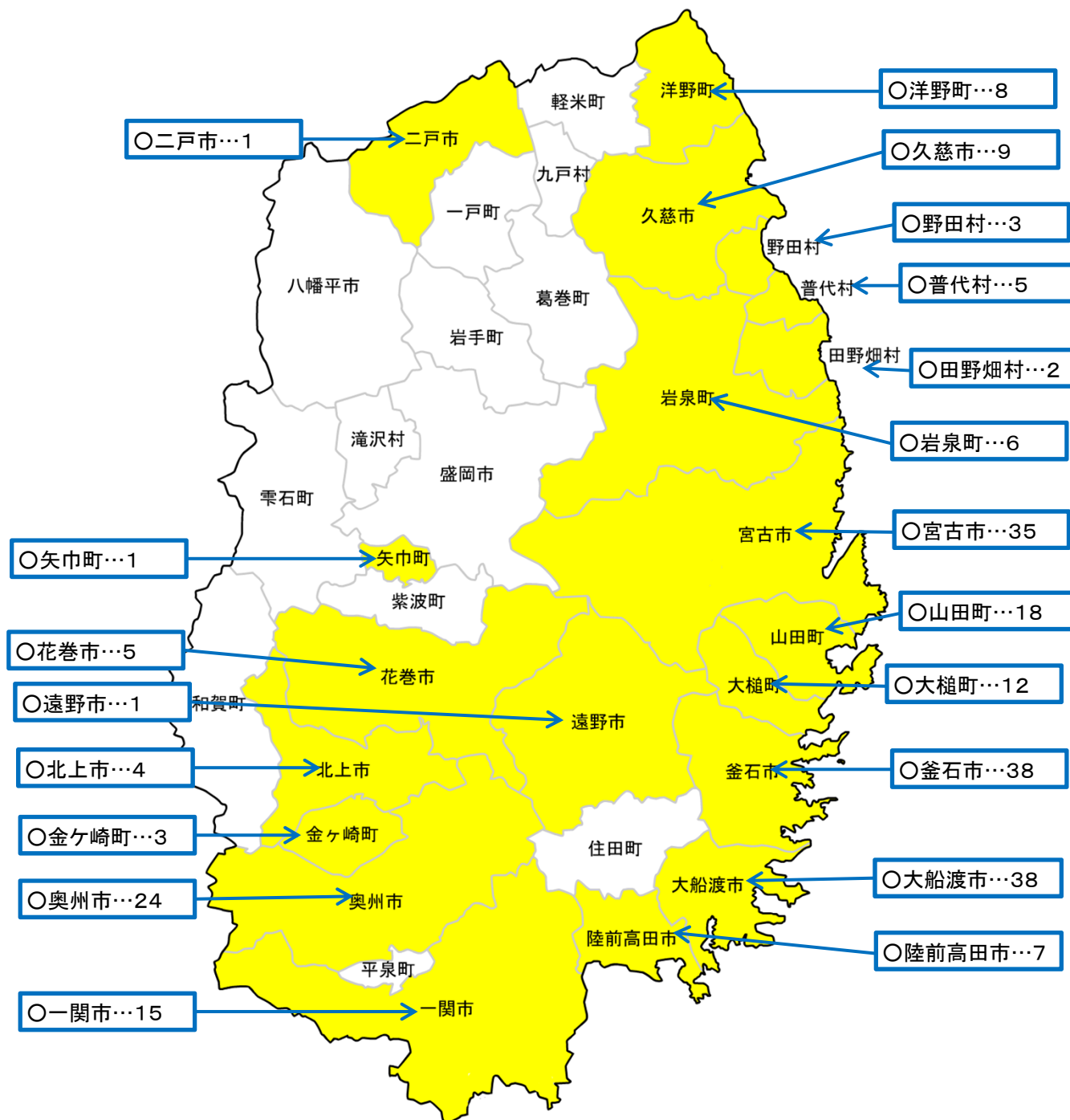
は指定事業者等の事業所のある市町



※ 複数の市町で指定を受けている事業者等があるため、各市町の指定事業者等の数の合計は、青森県内の指定事業者等の合計「147」と一致しません。

岩手県内の復興特区法に基づく課税の特例に係る指定事業者等の数(平成25年6月末時点)

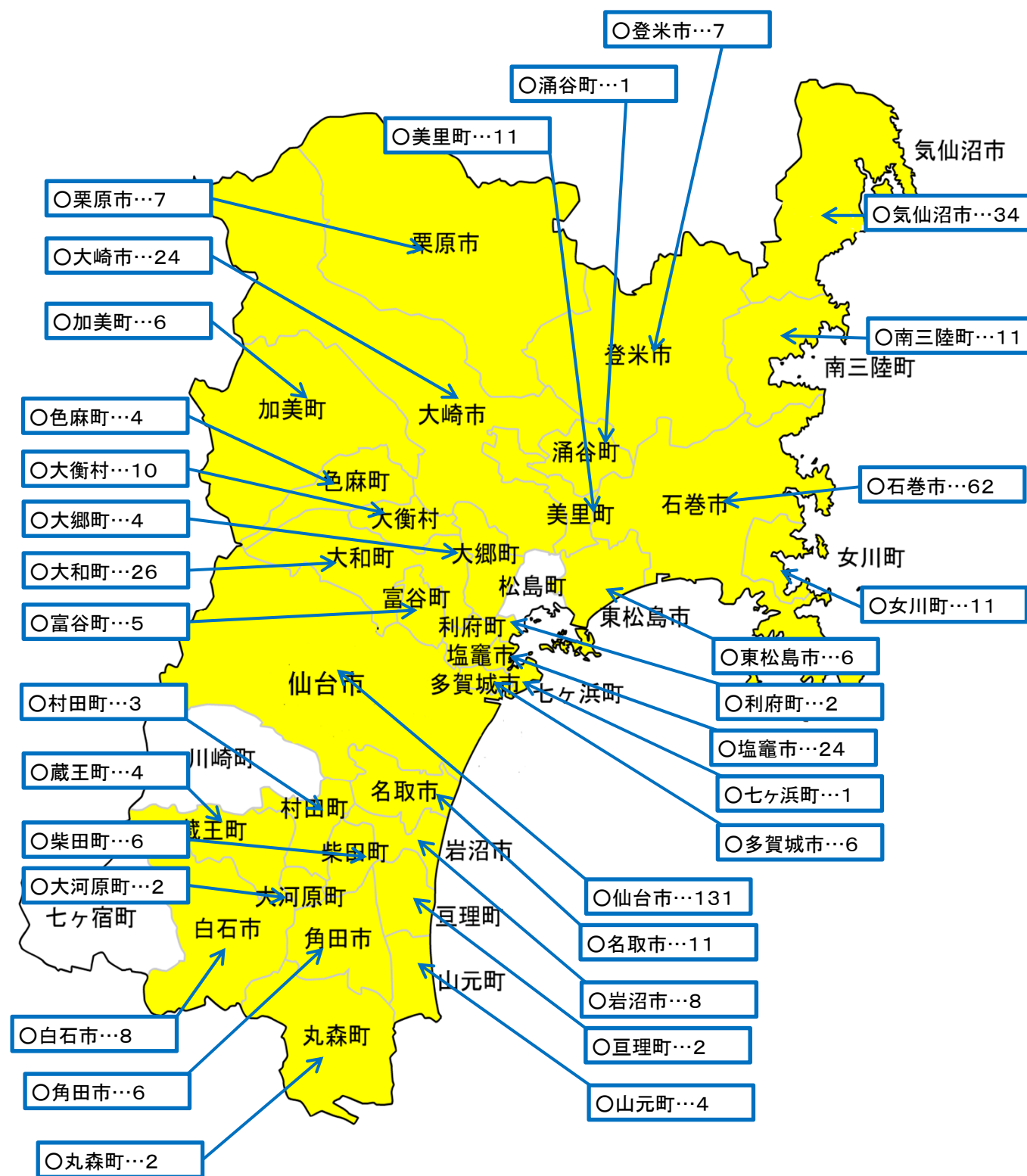
は指定事業者等の事業所のある市町村



※ 複数の市町村で指定を受けている事業者等があるため、各市町村の指定事業者等の数の合計は、岩手県内の指定事業者等の合計「228」と一致しません。

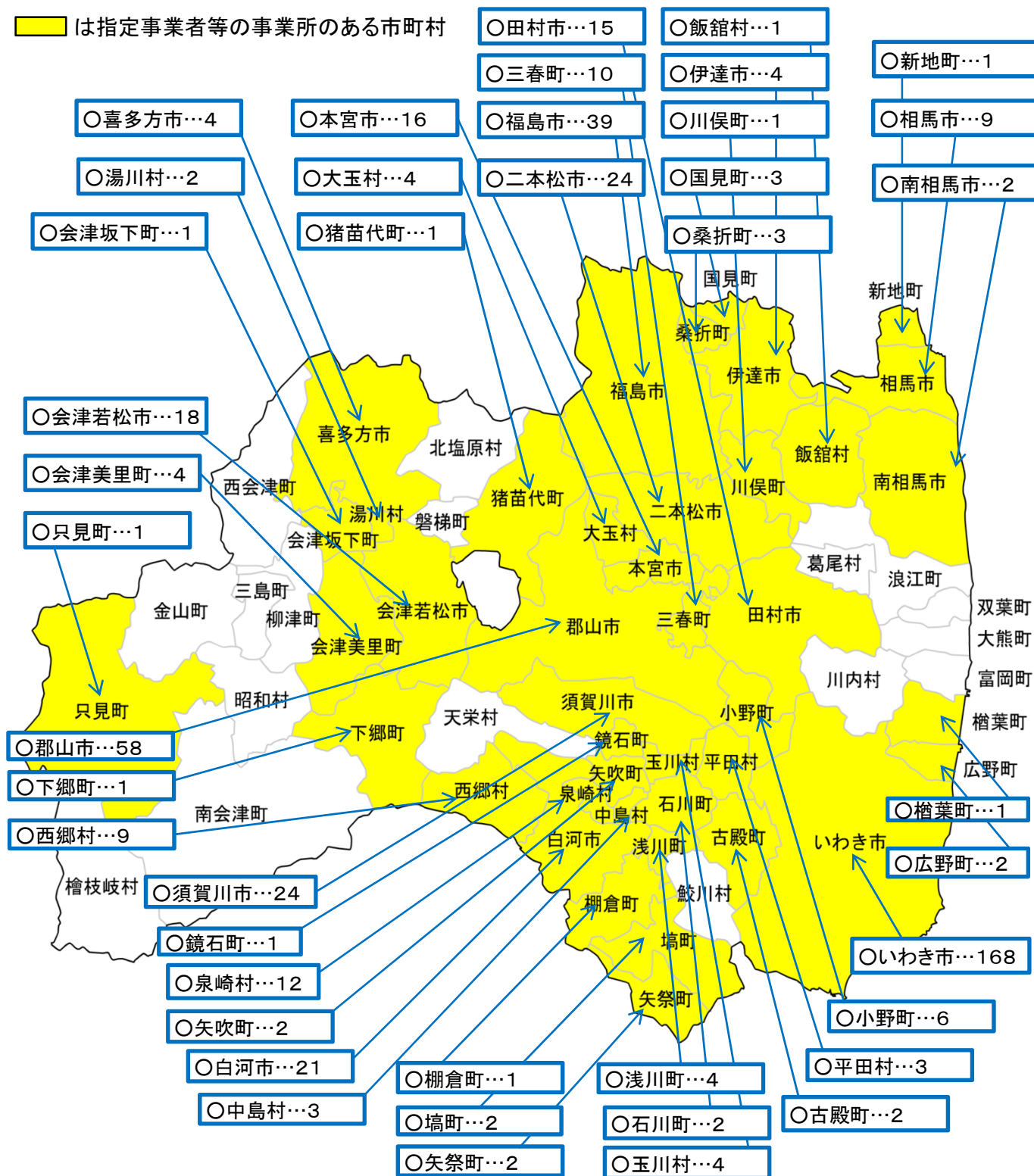
宮城県内の復興特区法に基づく課税の特例に係る指定事業者等の数(平成25年6月末時点)

■ は指定事業者等の事業所のある市町村



※ 複数の市町村で指定を受けている事業者等があるため、各市町村の指定事業者等の数の合計は、宮城県内の指定事業者等の合計「411」と一致しません。

福島県内の復興特区法に基づく課税の特例に係る指定事業者等の数(平成25年6月末時点)

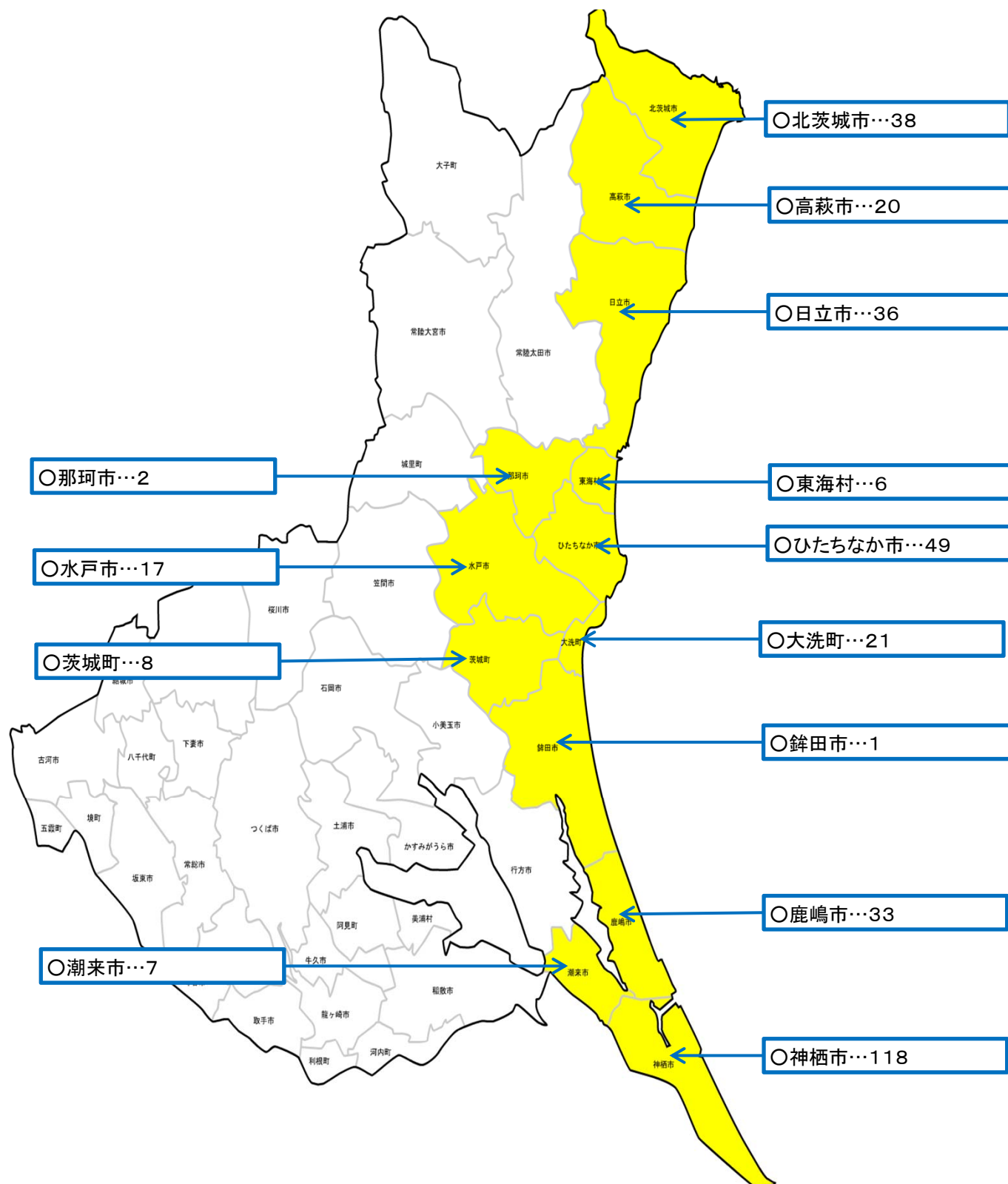


※ 複数の市町村で指定を受けている事業者等があるため、各市町村の指定事業者等の数の合計は、福島県内の指定事業者等の合計「469」と一致しません。

※ 福島復興再生特別措置法の避難解除区域等における課税の特例の適用を受けるための確認書を交付された事業者は、上の数値とは別に、延べ件数で1,408あります(平成25年7月24日現在)。

茨城県内の復興特区法に基づく課税の特例に係る指定事業者等の数(平成25年6月末時点)

は指定事業者等の事業所のある市町村



※ 複数の市町村で指定を受けている事業者等があるため、各市町村の指定事業者等の数の合計は、茨城県内の指定事業者等の合計「343」と一致しません。